

国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・	法人名	()
----------------------------	--------	-----	-----

別表六の(十二) 平三十・四・一以後終了連結事業年度分

各 連 結 法 人 に お け る 計 算	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	1	円	各 連 結 法 人 の 合 計 額 の 計 算	円		
	調整前連結税額の個別帰属額 $(21) \times \frac{(1)}{(19)}$	2				連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「56の①」)	19
	取 得 価 額 の 合 計 額 (別表六の二(十二)付表「11」の合計)	3				特 定 機 械 装 置 等 の 取 得 を し た 各 連 結 法 人 の 個 別 所 得 金 額 の 合 計 額 (取得適用連結法人の(1)の合計)	20
	同上のうち別表六の二(十二)付表「7」が平成31年3月31日以前であるものに係る額	4					
	同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	5					
	(3)のうち別表六の二(十二)付表「7」が平成31年4月1日以後であるものに係る額	6				調 整 前 連 結 税 額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	21
	同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	7					
	(6)のうち別表六の二(十二)付表「6」が平成31年3月31日以前であるものに係る額	8					
	同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	9				総 調 整 前 連 結 税 額 基 準 額 $(21) \times \frac{20}{100}$	22
	税額控除限度額の計算 $((4) - (5)) + ((8) - (9)) \times \frac{15}{100} + ((5) + (9)) \times \frac{8}{100}$	10					
	税額控除限度額の計算 $((6) - (7)) - ((8) - (9)) \times \frac{14}{100} + ((7) - (9)) \times \frac{7}{100}$	11					
	税 額 控 除 限 度 額 (10) + (11)	12				当 期 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額 (各連結法人の(16)の合計)	23
	法 人 税 額 基 準 額 $(22) \times \frac{(1)}{(20)}$	13				調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(二十五)「7の⑩」)	24
	個 別 帰 属 額 基 準 額 $(2) \times \frac{20}{100}$	14					
	法 人 税 額 基 準 額 (13)と(14)のうち少ない金額)	15					
	当 期 税 額 控 除 可 能 額 (12)と(15)のうち少ない金額)	16				法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 合 計 額 (23) - (24)	25
	調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 $(24) \times \frac{(16)}{(23)}$	17					
	法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 (16) - (17)	18					

別表六の二（十二）の記載の仕方

この明細書は、連結法人が措置法第68条の14第2項《国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。